

◎ 総務部

第9回 総務部会

日時 平成29年12月12日(火) 午後2時～午後4時
場所 茨城県行政書士会事務局
出席者 飯塚副会長、間中部長、本郷副部長、三瓶部員、大川部員

議題1 12月理事会での協議事項について

「会費滞納者への対応の手順を定める内規」作成について、理事会の協議事項として上程予定であるので、当該協議における意見等を十分に聴取しこれらを反映した内容で、内規の完成を目指すこととしました。

議題2 新春交流会について

事務局にて作成等対応していただいた新春交流会告知ポスターの内容を確認しました。また、例年役員等の皆様方をお願いをしている当日の役割分担計画について、1月の総務部会にて素案を検討することとしました。

第10回 総務部会

日時 平成30年1月12日(金) 午後2時～午後4時
場所 茨城県行政書士会事務局
出席者 飯塚副会長、間中部長、本郷副部長、三瓶部員、大川部員

議題1 新春交流会について

平成30年2月22日(木)開催予定の新春交流会の役割分担について検討し、案を作成しました。尚、次の部会にて役員等の最終的な出欠状況等を確認し、決定稿を調製することとしました。

議題2 会費滞納者への対応の手順を定める内規について

前回(12月)理事会での協議内容を反映した点などについて確認等しました。その他、適宜加筆等をほどこし次回部会にて最終稿をまとめることとしました。

議題3 その他

次年度の事業計画等について、素案を検討しました。

平成30年 新春交流会

茨城県行政書士会・茨城県行政書士政治連盟の新春交流会が、行政書士記念日である2月22日午後2時22分より、水戸京成ホテルにて晴れやかに開催されました。

参加者は来賓、会員あわせて約300名の盛会となりました。

第一部では、防災システム研究所所長の山村武彦氏を講師にお招きし、「防災隣組・近助の精神について—最近の大規模災害に学ぶ、これからの防災・危機管理—」と題してご講演いただきました。講師の多年にわたる豊富な経験と実績に基づくお話はとても説得力があり、会場の誰しもが熱心に聞き入っておりました。

第二部の交流会は、菊地健太郎茨城県副知事、常井洋治茨城県議会副議長、本会顧問の岡田広参議院議員はじめ多くの国会議員、本会顧問の皆様、茨城県議会議員、市長、市町村議会議員、本会会員の市町村議会議員、関係団体の皆様そして講演くださった山村武彦様にもご列席いただき盛大に開催されました。

この新春交流会をとおして、行政書士制度のPRはもとより、より一層のネットワークの構築ができ

たものと確信しております。

以上、新春交流会が成功裡に終了しましたことを報告しますとともに、当日の運営にご協力いただいた本会役員、会員の皆様、事前準備から尽力くださった事務局スタッフの皆様、あらためて感謝と御礼を申し上げます。

(総務部長 間中 宏)



平成30年2月27日(火) 茨城新聞



山村武彦先生のご講演



國井豊会長の挨拶



平成30年2月24日(土) 日本工業経済新聞



高橋靖水戸市長による乾杯発声



菊地健太郎副知事



常井洋治県議会副議長



葉梨康弘衆議院議員と国会議員の皆様



海野徹那珂市長と県内首長、議員の皆様



関東地方日本行政書士会連合会連絡協議会代表の皆様



万歳三唱



山村武彦先生、ユキマサ君！

頼れる街の法律家 行政書士にお任せ下さい

**2月22日は、
行政書士記念日
です。**

行政書士法が公布された日である昭和26年2月22日にちなみ、日本行政書士会連合会が「行政書士の自覚と誇りを促し、組織の結束と制度の普及を図る」ことを目的に、記念日と定めたものです。

《茨城県行政書士会の行政書士記念日事業》
**茨城県行政書士会
平成30年新春交流会**

日時 平成30年2月22日(木)

午後2時22分から午後5時まで(受付開始 午後1時30分～)

場所 水戸京成ホテル2階(水戸市京成1-4-73 TEL.029-226-3111)

次第 第1部【新春講演会】 午後2時22分から午後3時40分

講師 「防災隣組・近助の精神について」
——最近の大規模災害に学ぶ、
これからの防災・危機管理——

講師 防災システム研究所 所長 山村 武彦氏

第2部【新春交流会】 午後3時50分から午後5時



茨城県行政書士会

茨城県水戸市笠原町978-25 TEL.029-305-3731 <http://www.iibaraki-gyosei.or.jp/>

例えば…
こんな“困った”を解決します！

①相続について知りたい



残されたご家族が困らないよう、プロの視点から相続についてアドバイスします。また、相続財産の調査や遺産分割協議書の作成を行います。

②遺言書をつくりたい



遺言は法律で定められた要件を満たす必要があります。みなさんの意図が正しく伝わるよう、行政書士が遺言書作成をお手伝いします。

③契約書を作りたい



大がかりな売買や賃貸に際しては、後のトラブルを予防するために、適切な契約書を作成することが重要です。行政書士は契約書作成代行を行います。

④自動車の登録手続きをしたい



自動車の購入や、引越による登録変更など、忙しい皆さんに代わって行政書士が管轄の運輸局や警察への手続き、書類作成を行います。

⑤日本語を取得したい



日本語の取得にかかわる法律相談や、日本語の検定試験、日本語の検定試験の勉強会など、各種手続きのアドバイスやお手伝いをします。

⑥土地活用について相談したい



自分の土地であっても、都市計画法や建築基準法、農地法といった関係法規に注意が必要です。土地活用に関する相談もご相談ください。

◎ 広報・監察部

第31回 広報・監察部会

日時 平成30年2月7日(水) 午前10時30分～午後1時

場所 茨城県行政書士会事務局

参加者 嶋田副会長、遠藤部長、石神部員

議題1 「行政いばらき3月号」発行について

「行政いばらき3月号」発行に向けて編集作業を行いました。

議題2 茨城県行政書士会HPの活用方法について

茨城県行政書士会HPの使用法や情報メール一斉配信サービスの改善点について意見交換を行いました。さらに使いやすい運用になるよう、議論を積み重ねていきます。

第32回 広報・監察部会

日時 平成30年2月15日(木) 午前10時30分～午後1時

場所 茨城県行政書士会事務局

参加者 嶋田副会長、石神部員、池ノ上通信員

議題 「行政いばらき3月号」発行について

「行政いばらき3月号」発行に向けて編集作業を行いました。今回は県西支部の倉持通信員に作業に参加していただきました。

第33回 広報・監察部会

日時 平成30年3月1日(木) 午後2時30分～午後4時

場所 茨城県行政書士会事務局

参加者 嶋田副会長、遠藤部長、石神部員

議題 「行政いばらき3月号」発行について

「行政いばらき3月号」発行に向けて編集作業を行いました。

◎ 建設部

建設部会並びに土木部監理課との意見交換会

- 日時** 平成29年12月8日(金) 午後2時～午後3時
場所 茨城県庁11階 経営事項審査会場
出席者 【建設部】 竹内副会長、下条部長、海老原副部長
【茨城県】 横須賀課長補佐、稲川係長

茨城県土木部監理課の横須賀課長補佐、稲川係長との建設業許可、経営事項審査関連手続きについて意見交換会を開催しました。本会からは窓口での本人確認の徹底、窓口の受付時間の一本化、建設業許可・経営事項審査の郵送申請その他について要望いたしました。

関東地方建設業社会保険推進連絡協議会

- 日時** 平成30年2月1日(木) 午後1時～午後2時30分
場所 さいたま新都心合同庁舎大会議室（埼玉県さいたま市）
出席者 下条部長

建設業者への社会保険の加入促進について、平成24年度から5年間の実施状況、実態調査結果の分析及び今後の取組み（社会保険加入状況の「見える化」）等、国交省関東地方整備局の担当者から説明がありました。

公明党茨城県本部代表 井出義弘 県議会議員との意見交換会

- 日時** 平成30年2月1日(木) 午後5時～午後5時50分
場所 本会事務局
出席者 國井会長、竹内副会長、飯塚副会長、間中総務部長

3月の茨城県議会定例会本会議で代表質問をされる井出県議会議員より、本会からの意見・要望等を伺いたいとお話をいただき、今回の意見交換会が実現いたしました。県民サービスの向上のため、茨城県と本会が共同で何が出来るかを中心に以下の要望を行い、意見を交換いたしました。

他都県（東京都・神奈川県・静岡県等）が、すでに行政書士会と共同で実施している事業（経営事項審査審査員の業務委託、建設業許可申請窓口での相談業務等）を紹介いたしました。他都県では何十年にも及ぶ実績があり、茨城県では早期の実現が難しいものもあるので、早期実現の可能性のあるものとして、行政書士による許認可相談窓口の設置を検討していただけるよう要望いたしました。



県民と行政の架け橋!

茨城県議会本会議にて行政書士制度のさらなる活用促進を提言!!

前ページを受け、公明党茨城県本部代表の井手義弘茨城県議会議員が公明党県議団を代表して、平成30年第1回定例会において、茨城県知事へ次のような代表質問を行いました。

○井手義弘県議

県民とともに挑戦する『茨城づくり』という基本姿勢から、県民との協働という視点で、公的資格を有する『士業』との連携について、行政書士を主体的に取り上げ、具体的事例として、経営事項審査の業務委託や建設業許可申請窓口での相談業務や、成年後見業務の活用も有効であり、市町村にも奨励するべきではないでしょうか。

○知事

県政を取り巻く課題が複雑化、多様化する中、課題に対応するためには行政だけでは限界がありますことから、民間の活力を取り入れた行政運営が求められております。

中でも、専門性、公益性の高い士業の皆様は行政運営の一端を担っていただくことが、ますます重要になってくるのではないかと考えております。

県ではこれまでも、各種相談窓口への専門家の派遣や、県民向け講習会の開催など、様々な士業団体との連携に取り組んでまいりました。

しかしながら、士業の専門性や活動のノウハウを活かし、連携することが可能な分野はまだまだあるのではないかと考えております。

今後県といたしましては、意見交換なども行いながら連携の可能性を探るなど、県政運営のパートナーとして士業との協働を深め、効率的な行政運営を行うことにより、県民とともに挑戦する「茨城づくり」を進めてまいりたいと思います。

2018年(平成30年)3月6日 火曜日 茨城県議会第2018年 (日刊)



平成30年3月6日(火) 茨城新聞

また、公明党茨城県本部の本会顧問である八島功男茨城県議会議員が、同じく第1回定例会において、次のような一般質問を行いました。

○八島功男県議

成年後見制度利用促進基本計画を県が積極的に推進するべきではないでしょうか。

○保健福祉部長

国は成年後見制度利用促進法を制定し、市町村は基本的な計画を策定することとされました。県では昨年12月に他都県の先進的な事例を紹介するセミナーを開催し、その中で成年後見サポートセンターと提携している茨城県行政書士会による説明の場を設けるなど様々な支援を行ってきました。

しかし市町村においてはまだ計画策定に至っていないので、今後県は市町村が策定する基本計画のひな型を作成するとともに、司法や福祉の専門家など関係者間の地域連携ネットワークの構築などについて、市町村に寄り添った支援に努めていきます。

2018年(平成30年)3月7日 水曜日 茨城県議会第2018年 (日刊)



平成30年3月7日(水) 茨城新聞

◎ 運輸交通部

茨城県自動車販売店協会との定例意見交換会

日時 平成29年11月29日(水) 午後6時～午後8時
場所 茨城県行政書士会事務局
参加者 國井会長、渡邊副会長、深谷部長、小野崎専門委員

議題 O S Sについて

O S Sの現状、今後の対応について情報交換対応を検討しました。

一般貨物自動車運送事業許可申請実務研修会

日時 平成30年1月24日(水) 午後1時30分～午後4時
場所 茨城県開発公社1階 会議室
参加者 渡邊副会長、深谷部長、佐藤副部長、小野崎専門委員
講師 佐藤副部長

降雪の影響で足元の悪い中でしたが申込者39名中31名が出席しました。

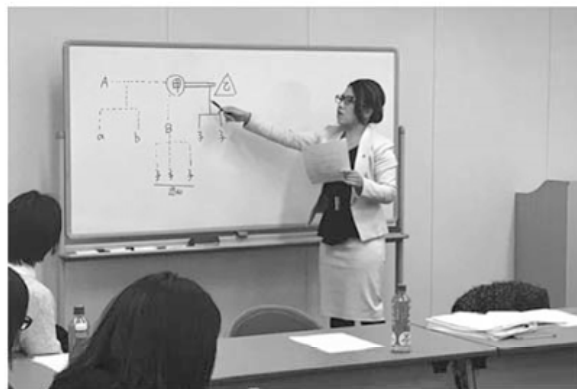


◎ 国際部

第2回国際部研修会

日時 平成30年1月31日(水) 午後1時30分～午後4時30分
場所 茨城県開発公社ビル5階 会議室
議題 出入国手続事例研究会
出席者 渡邊副会長、橋本部長、松田副部長
参加人数 9名

これまでは会員が体得した成功事例や失敗事例の発表の場となっておりましたが、今回は申請取次業務未経験の会員各位にもご出席いただき、実務に対する先入観の払拭や疑問点の解消に利用していただきました。次回も申請取次業務未経験の会員各位のご参加をお待ちしております。



難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しについて

法務省では、平成27年9月、難民認定制度を取り巻く国内外の動向の変化を踏まえ、真の難民の迅速かつ確実な庇護を推進するため、難民認定制度の運用の見直しを行い、その一環として、濫用・誤用的な難民認定申請を抑制するための措置を行っているところですが、依然として、濫用・誤用的な申請が急増しており、真の難民の迅速な保護に支障を生じる事態となっています。

そこで、法務省では、真に庇護を必要とする者の更なる迅速な保護を図りつつ、濫用・誤用的な申請を抑制し、難民認定制度の適正化を推進することにより、真の難民の迅速な保護に支障を生じさせないようにするため、正規滞在中に申請した者の在留資格「特定活動」に関する運用などについて、更なる見直しを行うこととしました。

1 平成29年1月から9月までの難民認定申請の状況

- (1) 我が国において難民認定申請を行った外国人（以下「申請者」という。）は14,043人（対前年同期比約77%（6,117人）増加）となり、既に平成28年の申請数（10,901人）を大きく上回っています。主な国籍は、多い順に、フィリピン、ベトナム、スリランカ、インドネシア、ネパールとなっており、シリアをはじめ、世界で避難を余儀なくされている人の多い上位5か国（UNHCR「グローバル・トレンドズ2016」による。）からの申請者がわずかに29人にとどまる一方、大量の難民・避難民を生じさせるような事情のない国からの申請者が大半を占めています。
- (2) 難民と認定されなかった申請者の申立て内容のうち、最も多いのは本国における知人や近隣住民等とのトラブル（約44%）であり、そのうち、約66%が借金に関するトラブルとなっています。また、我が国での稼働希望を申し立てるものなどがあり、難民の地位に関する条約及び同議定書（以下「難民条約」という。）で規定する「難民」に明らかに該当しない申立てが全体の約半数となっています。

2 更なる運用の見直し

- (1) 初回申請では、案件の内容を振り分ける期間を設け、その振分け結果を踏まえて、速やかに在留資格上の措置（在留許可、在留制限、就労許可、就労制限）を執ります。
- (2) 難民条約上の難民である可能性が高いと思われる申請者には、速やかに就労可能な在留資格を付与し、更なる配慮を行います。
- (3) 初回申請でも、難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を申し立てる申請者には在留を許可しません（在留制限）。
- (4) 在留制限をしない場合でも、失踪した技能実習生等本来の在留資格に該当する活動を行わなくなった後に申請した申請者には就労を許可せず（就労制限）、在留期間も「3月」に短縮します。（出典：法務省ホームページ「プレスリリース

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri03_00555.html

「優秀な人材を確保するためには国籍を問わない」という企業が年々増加しているため、日本の大学や専門学校卒業を契機として、そのまま日本の会社に就職する留学生が増えております。しかし、1月から3月にかけて入国管理局への申請絶対数が増加することに伴い、4月1日の入社式や入社（前）研修までに就労系の在留資格を取得できないケースも散見され、このことが原因となって就職を取り消されてしまう留学生を見受けることがあります。

申請取次行政書士は、このような悲劇から留学生を守るべく、在留資格「留学」から就労系の在留資格への在留資格変更許可申請について、熟知する必要があります。

留学生の就職手続きについて

- (1) 留学生と企業の双方が就職について承諾
- (2) 雇用契約の締結(又は雇用条件書の作成と交付)
 - ・雇用契約締結の場合には、在留資格変更手続きが不許可となった場合には当該雇用契約が無効になる旨の停止条件を付することや、労働基準法に準拠した雇用条件を確認することが大切
- (3) 学校側から「卒業見込証明書」「履修証明書」「出席日数証明書」などを取得
- (4) 在留資格変更許可申請の取次ぎ(例:「留学」→「技術・人文知識・国際業務」)
 - ・留学生の居住している都道府県と就職先都道府県が異なる場合には入国管理局の申請管轄に留意
 - ・在留資格変更許可には概ね3ヶ月ほどかかること、入国管理局は学生側・企業側の時間的な制約などには、原則として配慮してくれないことを学生・企業の双方に伝える(4月入社予定でも、5月のゴールデンウィーク明けに在留資格変更の許可が下りることもありえる)
 - ・就労系の在留資格変更許可以前に、就職先で勤務することは法律違反になることをしっかりと伝えること
- (5) 卒業証書が授与された場合、速やかに原本及びコピーを入国管理局へ持参し、卒業証書の原本確認を受けた後、コピーを提出し卒業証書原本の返却を受ける。
- (6) 入国管理局からハガキが届いた場合には、速やかに入国管理局へ出向いて就労系の在留資格が記載された新たな在留カードの交付を受ける。
- (7) 在留資格変更が不許可となった場合には、留学生本人に本邦での就職活動が続けるか、本邦から出国するか意思確認をする。
- (8) 就職活動の継続を希望する場合には、学校や担当教授から必要書類の交付を受けた上で就職活動を目的とする在留資格「特定活動」への在留資格変更許可申請を行う。
- (9) 当初の在留期間6ヶ月のあいだに就職先が見つからなかった場合には、再度学校又は担当教授から必要書類の交付を受けた上で「特定活動」の更新許可申請を行う。
- (10) 当該在留期間更新許可申請にかかる6ヶ月が最終のものであり、この間に就職先が見つからなかった場合には本邦から出国しなければならないことをしっかりと伝える。

◎ 市民法務部

第7回 市民法務部会

日時 平成29年12月27日(水) 午後2時～午後4時45分

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 古川副会長、増戸部長、永塚副部長、中村部員、清水部員

議題 事業内容の検討

1. 新入会員研修について
研修の原稿の確認し、研修当日は11時30分、現地集合としました。
2. 次回研修会について
著作権相談員研修(2月28日)の担当を決めました。
3. コスモサポートセンターのその後
事務局移転等、今後の本会との関わり方について、次回部会にてコスモスいばらき支部長・副支部長、総務部と共に話し合うこととしました。
4. 空き家対策について
行政書士として携わることのできる業務は限定的であるため、無料相談会であれば協力可能であることから、県内の市町村の状況を調査することが必要である旨確認しました。
5. 法教育について
今後のかかわりについて検討しました。
6. 知的資産チームについて
今後、市民法務部の研修として実施できるか判断するため、(社)日本知的資産プランナー協会 理事長(行政書士)西元康浩氏に協力要請をすることとしました。

第8回 市民法務部会

日時 平成30年1月12日(金) 午前10時～正午

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 古川副会長、増戸部長、永塚副部長、中村部員、清水部員

議題 事業内容の検討

1. 新入会員研修について

現在の申込者数が例年より少ないが、日程の都合上、今回は延期せずに実施することにしました。

2. 法教育について

県教育委員会等への周知活動として、資料を作成することにしました。

3. コスモスサポートセンターへの対応

コスモスいばらき事務局の移転等、今後の本会との関わり方についての協議を本日午後に行うのに先立ち、市民法務部としての方向性を話し合いました。

4. 今後のスケジュールについて

研修等の予定を確認しました。

事業報告

12月11日

(社)日本知的資産プランナー協会 理事長(行政書士)西元康浩氏との打ち合わせに副会長と部長と柴田香里会員(2級知的財産管理技能士)が参加しました。

平成30年2月9・10日 新人研修予定

2月28日 著作権相談員研修予定

◎ 申請取次行政書士管理委員会

平成29年下半年期(7～12月) 申請取次実績報告書の集計結果

集計日：平成30年2月7日(水)

(平成30年2月6日時点での提出者)

報告書提出対象者総数 170名

提出者 133名

未提出者 37名

実績0件	92名	実績10件	1名	実績56件	1名
実績1件	10名	実績12件	1名	実績74件	1名
実績2件	6名	実績16件	1名	実績97件	1名
実績3件	2名	実績20件	1名	実績108件	1名
実績4件	1名	実績22件	1名	実績242件	1名
実績5件	2名	実績25件	2名		
実績6件	1名	実績37件	1名		
実績7件	0名	実績40件	1名		
実績8件	3名	実績41件	1名		
実績9件	0名	実績48件	1名		
0～9件の方 117名		10件以上の方 16名			
		提出者の合計 133名			

※ 国ごとの申請件数は別紙の集計表を参照願います。

平成29年下半期において東京入国管理局長から交付された届出済証明書を有しており、当該報告の対象者となる方は170名おりますが、実際にご提出を頂いた方は133名であり、今般の提出率は78.23%でした。

また、申請取次行政書士管理委員に選任されるための要件とされる「年平均10件以上」の申請件数を上半期のみで満たす方は16名であり、提出者全体のうち12.03%でした。

(申請取次行政書士管理委員会規程第6条第2項第6号)

【参考】 実績0件 = 92名(提出者全体の69.17%)
 実績1件以上 = 41名(提出者全体の30.83%)

※未提出の方は、至急提出ください。実績報告書の提出がないと、申請取次行政書士管理委員会規程第9条2項3号により、申請取次資格の更新ができません。

申請取次実績報告書

※ 集計対象者：平成30年2月6日時点の提出者

(報告書提出対象者総数:170名 提出者:133名 未提出者:37名)

(平成29年7月～平成29年12月)

申請の種別 申請者の国籍	在留資格 認定証明書	資格外 活動許可	変 更	更 新	在留資格 取 得	永 住	再入国	就労資格 証明書	在留 カード 交付	合計
中華人民共和国	79	2	157	160	2	12	0	7	3	422
大韓民国	5	0	2	6	0	1	0	0	0	14
フィリピン	12	0	6	54	1	2	0	0	2	77
タイ	14	0	1	33	1	5	0	0	1	55
ブラジル	6	0	1	59	0	5	2	0	2	75
インド	1	0	1	4	0	1	0	0	0	7
パキスタン	21	0	5	11	0	1	0	0	0	38
ネパール	8	4	4	27	0	0	0	0	0	43
バングラデシュ	4	0	3	10	0	1	0	1	0	19
スリランカ	9	1	3	15	0	5	0	0	0	33
ベトナム	14	0	23	24	0	0	0	2	0	63
インドネシア	8	0	0	11	0	0	0	0	0	19
マレーシア	1	0	0	2	0	2	0	0	1	6
イラン	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3
台湾	0	0	0	7	0	1	0	0	0	8
イギリス	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
アメリカ	3	0	0	7	0	0	0	0	0	10
ペルー	2	0	0	30	1	2	0	0	0	35
ロシア	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
カンボジア	2	0	7	4	0	0	0	0	0	13
ボリビア	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
ナイジェリア	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
ラオス	1	0	0	1	0	1	0	0	0	3
ミャンマー	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4
ブータン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	193	7	218	471	5	41	2	10	9	956

◎ 特定行政書士委員会

来年度 特定行政書士法定研修受講のお願い

茨城県では3年間で合計78名の特定行政書士が誕生していますが、茨城県の会員は1,165名（昨年12月末現在）ですので、その割合は6.7%にすぎません。

全国では、3,593名の特定行政書士がいます。全国の登録者数は47,129名（昨年12月末現在）ですので、その割合は7.6%です。

特定行政書士になられた会員の方は、積極的にご自身が特定行政書士であることを行政や顧客にアピールしています。

まだ受講されていない会員の皆様も、ワンランク上の行政書士事務所として行政や顧客に一目置かれる「先生」を目指してみませんか。

◎ 会員指導委員会

第10、11回会員指導委員会

日時 平成30年1月4日(木)、2月1日(木) 午前11時～午後1時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 飯塚委員長、嶋田副委員長、安委員、中山委員、間中委員、遠藤委員

議題1 会費滞納会員への対応について

滞納会員の状況の確認、対応策としての会則第90条第1項の規定による呼び出しの打ち合わせ、事務所調査の実施等、検討いたしました。

議題2 苦情案件への対応について

各担当より経過報告等がありました。

議題3 コンプライアンス研修会、補助者研修会について

新研修制度へむけて種々内容等検討いたしました。

議題4 その他

会議終了後、「職務上請求書の払出」及び「コンプライアンス研修会」を実施しました。

大切なお知らせ

1. 会費滞納者及び法的措置対象者の公表について

本会の運営は、会員各位が納入された会費によって成り立っています。

しかし、一部の会員にあっては会費滞納に対する意識欠如のためか一向に改善努力も見られず、その対応に苦慮いたしております。このことは本会の事業遂行に大きな妨げとなることはもとより、適時納入義務を全うしている会員との間に著しく公平を欠く要因となることから解決すべき一大案件であります。

そこで本会では、平成26年10月1日から施行されました「会費滞納者の公表に関する規程」を今般改正し、より厳しい手段を講ずることにより、会費滞納の解消並びに滞納者ゼロを目指すこととし、平成28年12月20日開催の理事会において提案し承認可決され、同日施行されましたのでお知らせいたします。

主 な 改 正 点

- ① 規程のタイトルを変更（法的措置対象者を追加対象者とするため）
旧：会費滞納者の公表に関する規程
新：会費滞納者及び法的措置対象者の公表に関する規程
- ② 第2条（用語の意義）に第3号を次のとおり追加する。
（3）「法的措置対象者」とは、本会が要請した支払督促、若しくは提訴した民事訴訟（少額訴訟・通常訴訟）の相手方である会員（個人会員にあっては会員、法人会員にあっては法人及び本会に所属する社員）をいう。
- ③ 法的措置対象者を掲示するため、本条を新設追加する。
（法的措置対象者の掲示）
第4条の2 法的措置対象者に該当した場合、次の事項をインターネット上の本会ホームページ中会員専用ページ及び本会事務局内掲示板の両方に掲示する。
（1）個人会員にあっては事務所名及び会員名
（2）法人会員にあっては法人名及び本会に所属する社員名
法的措置となる問題が解消されたとき（本会が支払督促、若しくは民事訴訟を取下げた場合を含む。）には、すみやかに掲示したすべてを削除する。

会費の減免について

特別な事由により会費の納付が困難な状況がある場合には、会則に延納や減免の申出をすることができる規定があります。（会則第15条）

2. 「職務上請求書」 払出方法について

『茨城県行政書士会職務上請求書払出規程』の施行（平成26年10月1日）により、職務上請求書の払出方法は以下のとおりとなっております。

①払出日が設定されています。



→第1木曜日・第3木曜日 午後2時～5時

職務上請求書払出の際、会員指導委員会による「使用済職務上請求書」の内容確認があります。

※不適正な使用・未記載等がある場合、即日の払出しが出来ない場合があります。

※郵送申込みの場合も、上記払出日に内容確認のうえ送付いたしますので、時間に余裕を持ってお申込み下さい。

②「コンプライアンス研修会」の受講が必要です。

規程により、職務上請求書の購入には、従来の「購入申込書」「誓約書」に加え、本会の開催する『コンプライアンス研修会』を受講したことを証する「修了証」の提示が必要となります。

コンプライアンス研修会 受講申込書

平成30年 月 日

希望日の申込欄に○印を記入して、本会事務局までFAXまたはメールでお申込み下さい。

	日 時	場 所	申込欄
4月期	4月5日（木）午後1時30分～午後4時30分	茨城県開発公社ビル5階会議室	
5月期	5月10日（木）午後1時30分～午後4時30分	〃	

【申込期限：開催日の5日前まで】

事務所住所：	
会員氏名：	登録番号：第 号

※本人確認のため、必ず「行政書士証票」をご持参下さい。

※遅刻された場合、「修了証」は発行しません。研修会の最後に、効果測定を行います。

※「コンプライアンス研修会」を受講後、職務上請求書をご購入される方は職印をお持ち下さい。

本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：staff@ibaraki-gyosei.or.jp

3. 「補助者証」有効期限及び補助者研修会の開催について

『茨城県行政書士会補助者規程』の一部改正（平成26年10月1日）により、「補助者証」の取扱いは以下のとおりとなっております。

① 「補助者証」に有効期限が設定されています。



◇新規登録した補助者

有効期限 登録から2年間

◇登録更新した補助者

有効期限 登録更新から5年間

※有効期限の3か月前から、「補助者証」の更新が可能です。

② 「補助者研修会」の受講が必要です。

補助者規定第6条3の規定より、「補助者証」更新手続きの際、研修会の受講を修了したことを証する「修了証」の添付が必要となります。

次回「補助者証」更新時まで、研修会を必ず1度受講して下さい!!

◆補助者研修会日程◆

日 時：平成30年6月21日（木）午後1時30分～
場 所：茨城県開発公社ビル 1階 会議室
受 講 料：500円

【補助者研修会 受講申込書】

平成30年 月 日

希望日の申込欄に○印を記入して、本会事務局までFAXまたはメールでお申込み下さい。

	日 時	場 所	申込欄
6月期	6月21日（木）午後1時30分～午後3時30分	茨城県開発公社ビル 1階会議室	

【申込期限：開催日の7日前まで】

支部名：	会員名：
------	------

補助者名 (補助者証No.)

※補助者証No.が不明の方は、記載しなくて構いません。

※補助者1名につき、申込書を1枚ご提出下さい。

※本人確認のため、必ず「補助者証」をご持参下さい。

※遅刻された場合、「修了証」は発行しませんのでご注意願います。

本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：staff@ibaraki-gyosei.or.jp

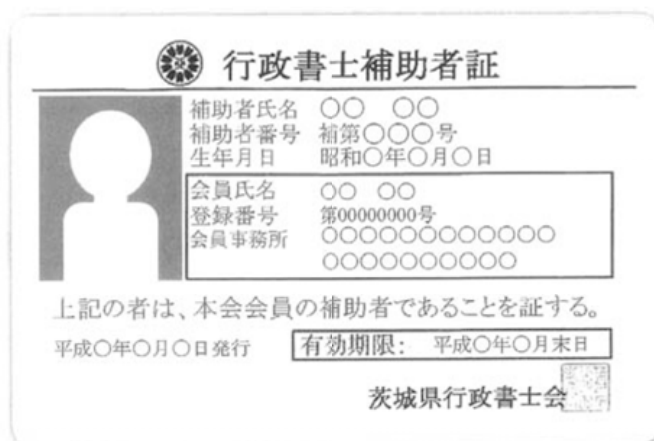
4.補助者証をご確認ください！

補助者を設置している会員の皆様におかれましては、補助者証をご確認ください。



旧タイプ

（有効期限が記載されておらず、平成28年10月1日以降の使用は不正使用となっています。）



新タイプ

（有効期限が記載されています。）

1. 補助者証が旧タイプの場合

①引き続き補助者を設置する方は……

速やかに「補助者研修会」を補助者に受講していただき、「補助者設置届」を事務局にご提出ください（郵送可）。

②補助者を設置しない方は……

補助者廃止届と補助者証を速やかに事務局にご提出ください（郵送可）。

2. 補助者証が新タイプの場合

記載されている有効期限にご注意ください。有効期限内に「補助者研修会」を受講していただき、「補助者証更新申請書」（期限3か月前から受付）を事務局にご提出ください（郵送可）。

※補助者証は即日発行できません。余裕をもってお手続き願います。

皆様のご協力をお願いします。

5.職務上請求書の購入について

職務上請求書払出日

毎月第1・3木曜日 午後2時～午後5時

購入方法

購入を希望される会員は、払出日までに以下のものを事務局までご持参いただくか、ご郵送ください。

- ①購入申込書（別紙様式第2号）※職印押印
- ②誓約書（別紙様式第3号）※職印押印
- ③使用済みの職務上請求書
- ④職務上請求書払出研修会またはコンプライアンス研修会の修了証の写し

※注意事項※

- ・窓口で購入する場合には、行政書士証票または会員証をご提示ください。
- ・会費滞納会員、補助者、使用人行政書士は購入できません。
- ・代金は一冊800円です。（郵送の場合には、使用済みの職務上請求書と購入された職務上請求書と一緒にゆうちょ銀行の払込取扱票を同封いたしますので、代金と送料を後ほどお支払いください。）

購入冊数

個人会員 使用中の職務上請求書を含め2冊まで

法人会員 本会に所属する社員行政書士の人数×2＋2冊まで

保管方法

- ・職務上請求書控え綴りは使用済みの日付から2年間の保管義務があります。ただし、その保管期間が過ぎた場合でも、会員指導委員会の確認を受けるまでは廃棄しないでください。確認前に紛失または廃棄してしまった場合は、「顛末書」を提出いただきます。
- ・書き損じや不使用になった場合でも、破棄や切り離しをせず、斜線を引くなどの無効処理を行い、控え綴りに保管してください。
- ・登録の抹消または法人を解散する場合には、必ず事務局まで返戻してください。

紛失・盗難された場合

- ・【使用済みの職務上請求書の場合】
「顛末書」と使用済みであることを証明する帳簿（事件簿）の写しを添えて、その理由を本会事務局に報告してください。
- ・【使用中の職務上請求書】
所轄の警察署へ届出するとともに、「顛末書」により本会事務局に報告してください。不正利用防止のため法務局・茨城県・日本行政書士会連合会へ連絡いたします。

平成 年 月 日

茨城県行政書士会

会長 國井 豊 殿

登録(法人)番号 :

支 部 :

氏 名(法人名称) :

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」

購入申込書

1. 購入部数 (いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。)

1 冊	2 冊	3 冊以上	() 冊
			備考: 所属する社員行政書士の数 () 名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類 (主たる取扱い業務を明記すること。)

3. 添付書類 (添付するものに○をつけること。)

①誓約書

②使用済み職務上請求書の控え

〈添付しない場合の理由〉

- ・ 初回の購入申込み
- ・ 紛失 その他 (顔末書により詳細な理由を記載すること)

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓 約 書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約

- (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
- (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
- (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
- (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
- (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
- (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
- (3) 私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

- (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
- (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日 付	平成 年 月 日	所属単位会	茨城会
登録(法人)番号		会員番号	
氏名（法人名称）	職印		

〈以下、単位会記入欄〉

払出し管理番号	
---------	--